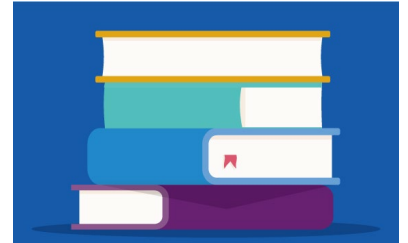


May 2020 No.20-06

# 会計・監査ダイジェスト

## 会計及び監査を巡る動向 2020年5月号

会計・監査ダイジェストは、日本基準、国際基準、修正国際基準及び米国基準の会計及び監査の主な動向についての概要を記載したものです。



## ハイライト

今月は、主に以下のような留意すべき情報が公表されています。

- ◆ [ASBJ、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補）」を公表](#)  
当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、会計上の見積りに関する追加情報の開示が強く望まれることが明らかにされている。
- ◆ [金融庁、「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント—」を公表](#)  
開示の充実を促すことを目的に、好開示のポイントが解説されている。
- ◆ [IASB、「COVID-19関連レント・コンセッション（IFRS第16号の改訂）」を公表](#)  
特定の要件を満たす賃料免除・支払猶予等について、借手のための実務上の便法が設けられた。
- ◆ [金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）を公表](#)  
今月の改定を織り込んだIFRS第16号「リース」を指定国際基準とすることを提案している。

## 目次

### 日本基準

最終基準	<a href="#">緊急・時限的なウェブ開示の対象拡大に関する会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令</a>
INFORMATION	<a href="#">会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補）</a>
INFORMATION	<a href="#">新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について</a>

INFORMATION [新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント—](#)

国際基準

公開草案 [「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）](#)

最終基準 [不利な契約 - 契約履行のコスト（IAS第37号の改訂）](#)

最終基準 [概念フレームワークへの参照（IFRS第3号の改訂）](#)

最終基準 [有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS第16号の改訂）](#)

最終基準 [IFRSの年次改善（2018年—2020年サイクル）](#)

最終基準 [COVID-19関連レント・コンセッション（IFRS第16号の改訂）](#)

公開草案 [負債の流動又は非流動への分類-発効日の延期（IAS第1号の改訂案）](#)

INFORMATION [新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示について](#)

米国基準

INFORMATION [新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示について](#)

# 1. 日本基準

## ■法令等の改正

### 【最終基準】

緊急・時限的なウェブ開示の対象拡大に関する会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令

法務省は2020年5月15日、会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令（法務省令第37号）（以下「本省令」）を公布し、同日から施行した。

本省令は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、定款上の手当てが行われていることを前提に、本省令の施行の日から6ヵ月以内に招集の手続が開始される定時株主総会に限り、単体の貸借対照表や損益計算書等（監査役等による監査報告及び会計監査人による会計監査報告も含む）をいわゆるウェブ開示によるみなし提供制度の対象に含めることとするものである。

ただし、貸借対照表及び損益計算書については、会計監査報告に無限定適正意見が付されていることなどの一定の条件がある。

### ● 施行日・失効

公布の日（2020年5月15日）から施行されている。

本省令による改正に係る会社法施行規則及び会社計算規則の規定は、施行日から起算して6ヵ月を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日前に招集の手続が開始された定時株主総会に係る事業報告及び計算書類の提供については、なおその効力を有する。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年5月15日発行）](#)

## ■INFORMATION

### (1) 会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方（追補）

ASBJは2020年5月11日、第432回企業会計基準委員会（2020年5月11日）において、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方について同年4月10日の第429回企業会計基準委員会に引き続き審議を行い、その議事概要（以下、第429回企業会計基準委員会の議事概要に対し「本議事概要追補」という）を公表した。

2020年4月10日の議事概要では、重要性がある場合、最善の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する一定の仮定は追加情報としての開示が求められるとしていた。本議事概要追補では、これまでにどのような開示情報が公表されたかを踏まえ、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示が強く望まれることが示された。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年5月13日発行）](#)

## (2) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する企業情報の開示について

金融庁は2020年5月21日、新型コロナウイルス感染症に関連して、経営者の視点による充実した開示を行うことが、投資家の投資判断や投資家と企業との建設的な対話、資本市場の信頼性の向上などの観点から重要であるとして、有価証券報告書における以下の開示の充実を求める文書を公表した。

- I. 財務情報における追加情報の開示
- II. 非財務情報（記述情報）の開示

また、金融庁は同日、有価証券報告書レビューの実施概要を更新し、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示を審査対象とする旨を公表（5月29日更新）した。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年5月22日発行）](#)

## (3) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント—

金融庁は2020年5月29日、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について、投資家等が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表した。

当該Q&Aは、開示の充実を促すことを目的に、「経営方針、経営環境及び対処すべき課題」や「事業等のリスク」など10項目について好開示のポイントを解説しているものであり、新たな開示事項を加えるものではない。

また、金融庁は同日、有価証券報告書レビュー（法令改正関係審査）の調査票を更新し、新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示の有無、開示しない場合の理由について、有価証券報告書提出会社から財務局等に対して調査票の提出を求めることを公表した。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年6月3日発行）](#)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は  
[あずさ監査法人のウェブサイト（日本基準）](#)へ

## 2. 国際基準

### ■我が国の任意適用制度に関する諸法令等（金融庁）

#### 【公開草案】

(1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）

金融庁は2020年5月29日、指定国際会計基準の指定に関して、連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（案）（以下「本改正案」）を公表した。

本改正案は、国際会計基準審議会が2020年5月31日までに公表した次の国際会計基準を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とすることを提案している。

- （改訂）国際財務報告基準(IFRS)第16号「リース」（2020年5月28日公表）

コメントの締切りは2020年6月29日であり、本改正は公布の日から適用される予定である。

### ■会計基準等の公表（国際会計基準審議会（IASB）、IFRS解釈指針委員会）

#### 【最終基準】

(1) 不利な契約 - 契約履行のコスト（IAS第37号の改訂）

IASBは2020年5月14日、「不利な契約 - 契約履行のコスト（IAS第37号の改訂）」（以下「本改訂」）を公表した。

本改訂は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に規定される不利な契約の判断をする際に、契約履行のコストには契約に直接関連するすべてのコストを含めるべきであることを明確化するものである。具体的には次の両方によって構成される。

- 契約を履行するための増分コスト（例えば、直接の労働及び財）
- 契約の履行に直接関連して配分されるその他のコスト（例えば、契約履行のために使用される、ある有形固定資産に係る減価償却費の配分など）

併せて上記を適用するうえで誤解を生じさせると考えられる点に関し文言の整理も行われている。

本改訂は、2022年1月1日以降に開始される年次報告期間に適用され、本改訂が最初に適用された年度の期首時点に存在する契約に適用される。比較情報の修正再表示は認められておらず、当初の適用日における累積的な影響は、利益剰余金またはその他の資本の構成要素に対する期首残高の調整として認識される。早期適用は可能であるが、その場合はその事実を開示しなければならないとされている。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年5月21日発行）](#)

(2) 概念フレームワークへの参照（IFRS第3号の改訂）

IASBは2020年5月14日、「概念フレームワークへの参照（IFRS第3号の改訂）」（以下「本改訂」）を公表した。本改訂は、現行のIFRS第3号の会計処理の要求事項を大きく変えることなく、IFRS第3号において参照する「概念フレームワーク」を、最新のものへ更新することを目的としている。なお、2019年5月に公表された公開草案からの実質的な変更は行われていない。

本改訂は、IFRS第3号「企業結合」に対して、以下の3つの修正を行っている。

- 取得日時点において認識される資産と負債の定義の参照先である概念フレームワークのバージョンを1989年版から2018年版に更新した。
- 上記更新により企業結合時に認識される資産・負債の範囲について現行のIFRS第3号からの変更が生じることを回避するため、IFRS第3号の認識原則に更なる例外を設け、IAS第37号もしくはIFRIC解釈指針第21号「賦課金」の適用対象となる負債や偶発負債については、2018年版の概念フレームワークではなく、IAS第37号もしくはIFRIC第21号に基づいて、取得日時点において現在の義務を有しているか否かを判定することとした。
- 取得企業が偶発資産を認識できないことを明確化した。

本改訂は2022年1月1日以降に開始する事業年度の期首以降に取得日がある企業結合に対して、将来にわたって適用される。2018年3月に公表された「IFRS基準における概念フレームワークへの参照の改訂」で行われた全ての改訂を適用している場合には、早期適用も認められる。なお、早期適用する場合においてその事実の開示は必要とされない。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年5月21日発行）](#)

### (3) 有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS第16号の改訂）

IASBIは2020年5月14日、「有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS第16号の改訂）」（以下「本改訂」）を公表した。

本改訂の主な内容は以下のとおりである。

- 資産が正常に機能するかどうかの試運転を行った時に生産した物品の販売に関する収入を、その有形固定資産の取得原価から控除することが禁止された。
- その代わりに企業は、資産が正常に機能するかどうかの試運転を行った時に生産した物品の販売に関する収入は、関連する適切な基準書に従って純損益に認識する。
- 包括利益計算書上、資産が正常に機能するかどうかの試運転を行った時に生産した物品の販売に関する収入、及び生産に係る費用が区分表示されていない場合、それぞれ金額を開示し、それらが包括利益計算書のどの項目に含まれているかを明らかにする。

企業は本改訂によって、資産を意図した方法で稼働可能な状態にするために発生した費用（有形固定資産の取得原価に含まれる項目）と、生産に関して発生した費用（純損益に認識される項目）を区分することが求められる。こうした費用の配分は見積り及び判断を伴う可能性があり、企業によっては、より細かいレベルで費用を管理することが求められる可能性がある。

本改訂は2022年1月1日以降に開始する事業年度から適用される。表示する最も早い年度の期首以降に、経営者が意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態に置かれた有形固定資産に限り、遡及的に適用する。また、早期適用が認められる。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年5月21日発行）](#)



#### (4) IFRSの年次改善（2018—2020年サイクル）

IASBは2020年5月14日、「IFRSの年次改善」（2018年—2020年サイクル）を[公表](#)した。このIFRSの年次改善には、4つの基準書に関連する改訂が含まれている。

- IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」において、すでにIFRSに移行済みの会社の子会社、関連会社及び共同支配企業が、その資産・負債を親会社等のIFRS移行日に基づいて測定することを選択していた場合、換算差額累計額の測定についても同様の扱いとできる旨を明確化
- IFRS第9号「金融商品」において、金融負債の認識の中止に関する定量的判定基準である10%テストに含めるべき手数料及びコストは、借手・貸手間で受け払いされる手数料及び借手又は貸手が他方に代わって受け取った、又は支払った手数料のみである旨を明確化
- IAS第41号「農業」において、公正価値の測定にあたりキャッシュ・フローの見積りには税金を含めないこととする要求事項を削除
- IFRS第16号「リース」の設例の修正

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年5月21日発行）](#)

#### (5) COVID-19関連レント・コンセッション（IFRS第16号の改訂）

IASBは2020年5月28日、「COVID-19関連レント・コンセッション（IFRS第16号の改訂）」（以下「本改訂」）を[公表](#)した。本改訂により、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）感染拡大の直接的な結果としてレント・コンセッション（賃料の免除・支払猶予等）を受けたリースの借手は、これがリースの条件変更に該当するかどうかの評価を行わなくともよいとする実務上の便法（以下「本便法」）を選択できる。

現行のIFRS第16号によれば、リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更（「リースの条件変更」）は、割引率を見直したうえでリース負債を再測定し、使用権資産の帳簿価額を修正しなければならない。

これに対し、本改訂は、COVID-19関連のレント・コンセッションであって、かつ、従来の支払期日が2021年6月30日までに到来するリース料の減額であるなどの特定の要件を満たすものに限定して、本便法の適用を認めている。本便法を適用した場合、対象となるレント・コンセッションは「リースの条件変更には当たらないもの」として会計処理を行うことになる。

本改訂は、2020年6月1日以降に開始する事業年度から遡及適用し、本改訂を初めて適用した事業年度の期首剰余金等において遡及適用の累積的影響を調整する。本改訂が公表された2020年5月28日時点でまだ発行が承認されていない財務諸表を含め、年次報告・期中報告を問わず早期適用が認められている。

あずさ監査法人の関連資料：[ポイント解説速報（2020年6月2日発行）](#)

**【公開草案】****(1) 公開草案 (ED/2020/3) 「負債の流動又は非流動への分類-発効日の延期 (IAS第1号の改訂案)」**

IASBは2020年5月4日、公開草案 (ED/2020/3) 「負債の流動又は非流動への分類-発効日の延期 (IAS第1号の改訂案)」 (以下「本公開草案」) を 公表 した。

本公開草案は、COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) 感染拡大の影響を受けて、2020年1月に公表された「負債の流動又は非流動への分類 (IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂)」の発効日を、2023年1月1日以降に開始する事業年度に1年延期することを提案している。なお、発効日の延期以外の内容に変更はなく、早期適用は引き続き認められることが提案されている。

本公開草案に対するコメントは、2020年6月3日に締め切られている。

あずさ監査法人の関連資料： [ポイント解説速報 \(2020年5月13日発行\)](#)

**■INFORMATION****(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示について**

金融庁は2020年5月21日、新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の充実を求める文書を 公表 するとともに、5月29日には「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント—」を 公表 した。

また、有価証券報告書レビューの実施概要を更新し、これらの開示を審査対象とすることや調査票の提出を求めることを 公表 した。

本件については、1. 日本基準 **■INFORMATION** を参照のこと。

IFRSについての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト \(IFRS\)](#) へ

**3. 修正国際基準**

新たな基準・公開草案等の公表として、今月、特にお知らせする事項はありません。

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト \(修正国際基準\)](#) へ



## 4. 米国基準

### ■INFORMATION

#### (1) 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示について

金融庁は2020年5月21日、新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の充実を求める文書を公表するとともに、5月29日には「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A—投資家が期待する好開示のポイント—」を公表した。

また、有価証券報告書レビューの実施概要を更新し、これらの開示を審査対象とすることや調査票の提出を求めることを公表した。

本件については、1. 日本基準 ■INFORMATIONを参照のこと。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は

[あずさ監査法人のウェブサイト \(米国基準\) へ](#)

## ■ 関連資料紹介

- [【書籍】日本基準・IFRS対応 不動産取引の会計実務](#)
- [【書籍】こんなときどうする？「会計上の見積り」の実務（第2版）IFRS解釈指針委員会ニュース（2020年4月）](#)
- [IFRS解釈指針委員会ニュース（2020年4月）](#)
- [IFRS財務諸表ガイド--銀行業の開示例（2019年12月版）](#)

## ■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。

[home.kpmg/jp/socialmedia](http://home.kpmg/jp/socialmedia)



## ■ 会計・監査コンテンツアーカイブのご紹介

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

[home.kpmg/jp/search-tool](http://home.kpmg/jp/search-tool)



### 会計・監査コンテンツ アーカイブ

会計・監査コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

年	<input type="checkbox"/> 2018 <input type="checkbox"/> 2017 <input type="checkbox"/> 2016 <input type="checkbox"/> 2015 <input type="checkbox"/> 2014 <input type="checkbox"/> 2013 <input type="checkbox"/> 2012年以前
会計基準	<input type="checkbox"/> 日本基準 <input type="checkbox"/> 修正国際基準 <input type="checkbox"/> IFRS <input type="checkbox"/> 米国基準
トピックス	<input type="checkbox"/> 基準全般 <input type="checkbox"/> 概念フレームワーク <input type="checkbox"/> 初年度適用 <input type="checkbox"/> 繰越資産 <input type="checkbox"/> 有形固定資産 <input type="checkbox"/> 無形資産 <input type="checkbox"/> 引当金 <input type="checkbox"/> 退職給付 <input type="checkbox"/> 株式報酬 <input type="checkbox"/> 資本 <input type="checkbox"/> 収益 <input type="checkbox"/> 税金・税効果 <input type="checkbox"/> 企業結合・共通支配下取引 <input type="checkbox"/> 連結・持分法 <input type="checkbox"/> 金融商品 <input type="checkbox"/> 減損・公正価値測定 <input type="checkbox"/> 外貨換算 <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> 保険契約 <input type="checkbox"/> 表示・開示 <input type="checkbox"/> 期中報告 <input type="checkbox"/> 監査 <input type="checkbox"/> 法令・制度 <input type="checkbox"/> その他
業種	<input type="checkbox"/> 輸送 <input type="checkbox"/> 建設 <input type="checkbox"/> インフラストラクチャー <input type="checkbox"/> 消費財・小売・食品 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 化学 <input type="checkbox"/> 製薬 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他製造 <input type="checkbox"/> エネルギー <input type="checkbox"/> 運輸・物流 <input type="checkbox"/> 情報 <input type="checkbox"/> 通信 <input type="checkbox"/> 商社・卸売 <input type="checkbox"/> 流通・小売 <input type="checkbox"/> 金融 <input type="checkbox"/> プライベートエージェンシー <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> ヘルスケア <input type="checkbox"/> パブリックセクター <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> ホスピタリティ <input type="checkbox"/> メディア <input type="checkbox"/> グローバルジャパニーズプラクティス <input type="checkbox"/> 中堅企業 <input type="checkbox"/> 新興国
タイトル	<input type="text"/>

検索

1 - 10件 / 1147件 件

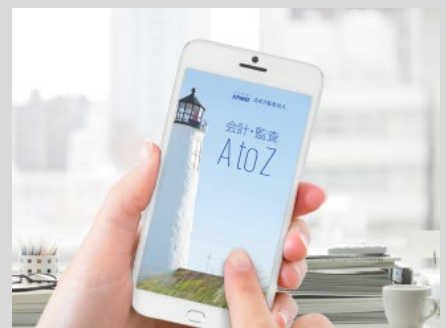
発行日 ▼	タイトル
2018年4月25日	<a href="#">IFRICニュース</a>
2018年4月23日	<a href="#">金融庁、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループに係る意見募集を開始</a>
2018年4月20日	<a href="#">IFRS実務トピックニュースレター～銀行業～（2018-01）LIBOR改革が会計処理に与える影響</a>
2018年4月20日	<a href="#">Q&amp;A 米国税制改革、KPMGのハンドブック「法人所得税の会計処理」の補足（英語）（米国基準）</a>
2018年4月18日	<a href="#">日本基準 平成30年3月期決算の留意事項・チェックリスト</a>

## ■ KPMG 会計・監査 AtoZ アプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計・監査情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。

KPMGジャパンウェブサイトのアプリ紹介ページ

[home.kpmg/jp/kpmg-atoz](http://home.kpmg/jp/kpmg-atoz)



## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人

[azsa-accounting@jp.kpmg.com](mailto:azsa-accounting@jp.kpmg.com)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、[あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。](#)

■ [あずさ監査法人トップページ](#) (Link)

■ [日本基準](#) (Link)

■ [修正国際基準](#) (Link)

■ [IFRS](#) (Link)

■ [米国基準](#) (Link)